＜建設・開発＞

1. 土　木

（1）道　路

（令和8.4.1現在）

種別	延長	路線数	幅員別延長		路面の状況別延長			舗装率
			4.5m以上	4.5m未満	コンクリート	アスファルト	砂利	
	m		m	m	m	m	m	%
一般国道	15,689	2	15,689	－	0	15,689	－	100
県道	38,853	13	37,470	1,383	1,490	37,363	－	100
市道	577,321	2,555	350,143	227,178	23,462	542,133	11,725	97.9
計	631,863	2,570	403,302	228,561	24,952	595,185	11,725	98.1

（2）橋　梁

（令和8.4.1現在）

区分	一般国道		県　道		市　道		合　計	
	数量	延長	数量	延長	数量	延長	数量	延長
永久橋	11	97m	30	1,198m	182	1,874m	223	3,169m
木　橋	－	－	－	－	－	－	－	－

（3）河　川

（令和8.4.1現在）

	水系名	河川名	延長	流域面積
2級河川	矢田川	矢田川	6.20km	16.2km^2
	〃	前山川	2.40	4.9
	稲早川	稲早川	1.15	3.1

	水系名	河川名	延長	流域面積
準用河川	矢田川	後　川	0.5km	2.0km^2
	〃	久米川	0.7	1.8
	井口川	井口川	1.5	1.7
	樽水川	樽水川	0.9	2.3
	唐崎川	唐崎川	0.2	2.6
	境　川	境　川	1.8	3.9
	大谷川	大谷川	0.8	1.7
	大落川	大落川	0.3	2.8

（4）港　湾

ア. 種類および名称　地方港湾 常滑港

イ. 管　理　者　愛知県（昭和 29 年 9 月 16 日～）

ウ. 区　　域　常滑市鯉江本町4丁目4番地先常滑港港湾区域境界基標（北緯 34 度 53 分 26 秒、東経 136 度 49 分 46 秒）から 217 度 30 分 1,059 メートルの地点（ア点）まで引いた線、ア点から 228 度 30 分 1,365 メートルの地点（イ点）まで引いた線、同市阿野町1丁目 21 番地先常滑港港湾区域境界基標（北緯 34 度 52 分 13 秒、東経 136 度 50 分 59 秒）から 230 度 2,200 メートルの地点（ウ点）まで引いた線、ウ点から 188 度 30 分 889 メートルの地点（エ点）まで引いた線、エ点から 259 度 500 メートルの地点（オ点）まで引いた線、イ点とオ点を結んだ線および陸岸により囲まれた海面
（平成 15 年 3 月 18 日告示）

エ. 沿　　革

M39　常滑町管理となる
S 5　指定港に編入
27　鯉江新開公有水面埋立工事に着手、33 年完成
34　伊勢湾台風被害により高潮対策事業が港域全般に施工され、38 年完成
36　500t 級貨物船が常時入港荷役できるよう航路および泊地浚渫工事が施行され、44 年完成
56　第6次港湾整備計画により、保示地区の漁港区の改修に着手、平成 3 年完成
61　引き続き第7次港湾計画により、保示地区の漁港区整備、平成4年度完成
H 3　第8次港湾計画により、樽水地区、市場地区着手
8　第9次港湾計画により、樽水地区、市場地区整備
11　市場地区完成
12　樽水地区完成
14　空港地区りんくう地区建設に伴い港湾区域変更

建設・開発

オ. 施　設　　（令和 8.4.1現在）

施設名	常滑地区	樽水地区	りんくう地区	空港地区
防　波　堤	295.0m	205.0m	910.0m	50.0m
防　砂　堤	－	60.0m	－	－
導　流　堤	－	43.0m	－	－
防　潮　堤	1,379.0m	632.0m	47.4m	－
胸　　壁	－	－	1,987.5m	1,826.5m
防潮護岸	1,492.0m	359.0m	1,244.0m	2,622.5m
河川護岸	498.0m	－	－	－
水　　門	4カ所	2カ所	－	－
陸（りっ）　閘（こう）	11カ所	0カ所	5カ所	－
用地護岸	1,547.0m	196.0m	393.7m	951.3m
岸　　壁	480.0m	－	200.0m	100.0m
物　揚　場	1,332.6m	340.0m	－	－
浮さん橋	－	－	－	1基
船　揚　場	71.0m	31.0m	－	－
泊　　地	23.0ha	1.1ha	7.9ha	9.8ha
航　　路	1,500.0m	650.0m	1,300.0m	－
道　　路	2,351.0m	291.5m	296.2m	371.8m
航路標識	2カ所	－	－	－
入港可能t数	500 ～ 700t	－	2,000t	2,000t

（5）漁　港　　（令和 8.4.1現在）

施　設　名	大野漁港	鬼崎漁港［蒲池地区・榎戸地区］	苅屋漁港	小鈴谷漁港［大谷地区・小鈴谷地区］
漁港の指定	S29. 7.12	S26. 7.28	S29. 7.12 S44. 2.28	S46. 5.24
漁港の種類	第1種	第2種	第2種	第1種
防　波　堤	268.81m	1,494.87m	680.60m	984.80m
防　砂　堤	232.79m	26.00m	－	－
防　潮　堤	825.90m	2,184.40m	1,481.30m	842.10m
導　流　堤	91.77m	－	90.90m	62.50m
水　　門	－	5カ所	3カ所	3カ所
陸　　閘	9カ所	5カ所	3カ所	2カ所

護岸	226.65m	459.70m	803.60m	1,146.80m
堤防	－	－	－	－
突堤	251.40m	307.50m	231.10m	188.50m
防潮壁	104.00m	819.70m	－	－
物揚場	594.97m	2,126.03m	270.00m	537.40m
船揚場	50.10m	137.40m	56.00m	130.00m
泊地	26,600㎡	108,610㎡	23,520㎡	54,675㎡
航路	－	14,263㎡	－	29,520㎡
道路	1,244.52m	2,626.55m	706.00m	2,188.15m
斜路	－	－	18.00m	23.20m
航路標識	1カ所	2カ所	1カ所	1カ所

2. 都市計画

（1）名称

『常滑都市計画』（昭和28年3月13日）

『知多都市計画』（平成22年12月24日）

（2）都市計画区域の範囲と規模

範 囲 昭和28年3月13日 2,419ha指定

昭和32年9月19日 市内全域指定（公有水面地先含む）

規 模 5,590ha（平成28年10月1日）

ア. 市街化区域

昭和45年11月24日決定 市街化区域 1,050ha

昭和53年 9月 1日 第1回変更 市街化区域 1,052ha

昭和59年 2月22日 第2回変更 市街化区域 1,101ha

平成 3年 9月 4日 第3回変更 市街化区域 1,113ha

平成 6年 5月25日 第4回変更 市街化区域 1,122ha

平成13年 5月17日 第5回変更 市街化区域 1,179ha

平成14年 3月 8日 第6回変更 市街化区域 1,252ha

平成15年 5月 9日 第7回変更 市街化区域 1,482ha

平成17年 2月 8日 第8回変更 市街化区域 1,620ha

平成22年12月24日 第9回変更 市街化区域 1,621ha

建設・開発

イ. 用途地域　（令和 8.4.1現在）

区　分	面　積		構成比	容積率	建ぺい率
第1種低層住居専用地域	78ha		4.8%	100%	60%
第2種低層住居専用地域	7.1ha		0.4%	100%	60%
第1種中高層住居専用地域	94ha※	57ha	3.5%	150%	60%
		37ha	2.3%	200%	60%
第1種住居地域	621ha		38.3%	200%	60%
第2種住居地域	5.6ha		0.4%	200%	60%
準住居地域	24ha		1.5%	200%	60%
近隣商業地域	36ha		2.2%	200%	80%
商業地域	103ha※	41ha	2.6%	400%	80%
		62ha	3.8%	500%	80%
準工業地域	600ha※	434ha	26.8%	200%	60%
		166ha	10.2%	300%	60%
工業地域	52ha		3.2%	200%	60%
合　計	1,621ha		100.0%	－	－

※容積率、建ぺい率の違いにより区分
　昭和 33 年3月 14 日決定
　令和　5 年 1 月 19 日 第 25 回変更

ウ. 防火および準防火地域
　昭和 33 年　3月 14 日決定　準防火 133ha
　平成 22 年 12 月 24 日　第6回変更　防火 66ha、準防火 332ha

エ. 臨港地区
　昭和 41 年　7 月 21 日決定　3.4ha
　平成 22 年 12 月 24 日　第2回変更　130ha

オ. 生産緑地地区
　平成　4 年 12 月　4 日決定　2.55ha（24 カ所）
　令和　6 年　3 月 25 日　第 7 回変更　1.5ha（14 カ所）

（3）都市計画施設

ア. 都市計画道路

基本計画　昭和31年　8月11日
変更計画　昭和42年　3月13日、昭和47年　3月31日
　　昭和53年12月　6日、平成12年　5月　2日
　　平成12年10月　3日、平成13年　5月17日
　　平成14年　3月　8日、平成15年　2月21日
　　平成22年12月24日、平成26年　4月11日
　　令和　3年　3月　5日、令和　5年　3月　3日

（ア）県決定分　11路線　　（令和8.4.1現在）

番　号	路　線　名	延　長	車線数	幅員	施工状況
1・3・ 5	知多横断道路	5,070m	4	25m	全線改良済
1・3・ 6	西知多道路	3,670	4	23.5	－
3・4・ 4	知多西部線	15,180	4	21	8,108m改良済
3・4・ 8	常滑半田線	3,760	2	20	2,300m改良済
3・4・15	榎戸大高線	11,100	2	16	160m改良済
3・5・16	大野久米線	3,980	2	12	2,830m改良済
3・5・19	南粕谷蒲池線	3,550	2	12	3,340m改良済
3・4・22	北条向山線	4,830	2	16	全線改良済
3・4・23	古場武豊線	2,880	2	16	2,080m改良済
3・4・28	東海知多線	210	2	16	全線改良済
3・1・30	浜　田　線	2,890	4	55	全線改良済

（イ）市決定分　13路線　　（令和8.4.1現在）

番　号	路　線　名	延　長	車線数	幅員	施工状況
3・5・251	海　岸　線	5,700m	2	12m	2,436m改良済
3・5・252	青海山線	370	2	12	307m改良済
3・5・253	常　東　線	2,290	2	12	1,254m改良済
3・4・254	鬼崎港線	1,300	2	16	740m改良済

3・4・255	新開町線	570m	2	18m	90m 改良済
3・5・256	瀬木線	1,170	2	12	790m 改良済
3・4・257	多屋線	380	2	20	全線改良済
3・4・258	常滑地区中央線	540	2	20	全線改良済
3・4・259	常滑地区環状線	1,660	2	20	全線改良済
3・4・260	常滑駅西線	300	2	18	244m 改良済
3・5・261	常西線	1,930	2	12	全線改良済
3・5・262	樽水線	1,360	2	12	－
7・6・251	中央線	2,540	2	8	－

イ．公共下水道

都市計画決定　　平成 29 年 6 月 1 日
事業認可（都市計画法）令和 8 年 1 月 9 日
事業計画（下水道法）　令和 8 年 1 月 9 日

（ア）都市計画決定内容

名　称	排水区域
常滑公共下水道	雨水 1,747ha 汚水 1,747ha

（イ）計画区域面積　　（令和 8.5.1 現在）

名　称	全体計画	事業計画	整備状況
常滑公共下水道	雨水 1,720ha 汚水 1,743ha	雨水 1,217ha 汚水 1,241ha	雨水 1,169.3ha 汚水 1,193.0ha

（ウ）雨水幹線管渠　　（令和 8.4.1現在）

名　称	全体計画	事業計画	整備状況
小倉第 1 雨水幹線他	約 24,790m	約 19,560m	※約 20,768m

※整備状況については、都市下水路として整備を行った延長を含む

（エ）汚水幹線管渠　　（令和 8.4.1現在）

名　称	計画		整備状況
	管　径	延　長	
北部汚水幹線他	0.15m ～ 1.20m	約 28,725m	約 26,433m

（オ）ポンプ施設　　（令和 8.4.1現在）

名称	敷地面積	計画	整備状況
小倉雨水ポンプ場	約 2,290 ㎡	上屋 490 ㎡沈砂池 4 池 φ 900 ㎜ポンプ 6 台 計画雨水量 656 ㎥ / 分	―
榎戸雨水ポンプ場	約 2,910 ㎡	上屋 570 ㎡沈砂池 4 池 φ 1000 ㎜ポンプ 4 台 計画雨水量 555 ㎥ / 分	H 1 供用開始 上屋 570 ㎡沈砂池 4 池 φ 1000 ㎜ 142.5 ㎥ / 分 / 台 ポンプ 3 台
多屋南部雨水ポンプ場	約 1,960 ㎡	上屋 400 ㎡沈砂池 3 池 φ 1000 ㎜ポンプ 2 台 計画雨水量 367 ㎥ / 分 φ 800 ㎜ ポンプ 1 台	S58 供用開始 H26 ～ 29 更新 上屋 400 ㎡沈砂池 3 池 φ 1000 ㎜ 144.0 ㎥ / 分 / 台 ポンプ 2 台
常滑北部雨水ポンプ場	約 770 ㎡	上屋 260 ㎡沈砂池 2 池 計画雨水量 262 ㎥ / 分 φ 500 ㎜ポンプ 1 台 φ 900 ㎜ポンプ 2 台	S55 供用開始 H21 ～ 23 更新 上屋 260 ㎡沈砂池 2 池 φ 500 ㎜ 36.0 ㎥ / 分 / 台 ポンプ 1 台 φ 900 ㎜ 112.7 ㎥ / 分 / 台 ポンプ 2 台
西之口雨水ポンプ場	約 1,030 ㎡	計画雨水量 338 ㎥ / 分	S55.4 供用開始 φ 400 ㎜ 20.0 ㎥ / 分 / 台 ポンプ 2 台 φ 600 ㎜ 40.0 ㎥ / 分 / 台 ポンプ 1 台
西之口汚水中継ポンプ場	約 490 ㎡	揚水量 3.2 ㎥ / 分	H20.5 供用開始 φ 100 ㎜ 1.6 ㎥ / 分 / 台 マンホールポンプ 2 台
セントレア汚水中継ポンプ場	約 1,496 ㎡	揚水量 4.8 ㎥ / 分	H16.3 供用開始 8.6 ㎥ / 分

（カ）終末処理場　　（令和 8.4.1現在）

名称	全体計画	事業計画	整備状況
常滑浄化センター	敷地面積 74,752 ㎡ 処理能力 25,400 ㎥ / 日	敷地面積 74,752 ㎡ 処理能力 19,100 ㎥ / 日	H13.4 供用開始 敷地面積 74,752 ㎡ 処理能力 19,100 ㎥ / 日

（キ）下水道使用料（1カ月につき）税込　　（令和 8.4.1現在）

基本使用料	超過使用料		備　　考
	排出量	金　額 （1 ㎥につき）	
330 円	10 ㎥まで	55.00 円	・水道水を利用した場合は、水道の使用水量とする。 ・水道水以外の水を使用した場合は、規則に定める基準により認定した水量とする。
	11 ㎥～ 20 ㎥	82.50 円	
	21 ㎥～ 30 ㎥	121.00 円	
	31 ㎥～ 40 ㎥	143.00 円	
	41 ㎥～ 50 ㎥	154.00 円	
	51 ㎥～ 100 ㎥	181.50 円	
	101 ㎥～ 500 ㎥	220.00 円	
	501 ㎥以上	253.00 円	

ウ．農業集落排水事業

（ア）農業集落排水施設

	名　　称	供用開始日
1	矢田クリーンセンター	H 6.10. 1
2	久米クリーンセンター	H16. 4. 1
3	前山クリーンセンター	H 9.10. 1
4	桧原クリーンセンター	H17. 4. 1
5	小鈴谷浄化センター	H 6.10. 1
6	広目集落排水処理場	S63. 4. 1
7	坂井集落排水処理場	S63. 4. 1

（イ）排水施設使用料

イ．（キ）と同じ

建設・開発

エ．都市公園　　（令和 8.4.1現在）

種　別	公園名	都市計画決定年月日	面積	供用開始面積
運動公園	大曽公園	S45.12.16	約 17.4ha	約 17.4ha
総合公園	桧原公園	S47.11.24	15.7	15.7
〃	常滑公園	H 1. 8.11	14.8	3.5
近隣公園	城山公園	S47.11.24	2.1	2.1
〃	北条公園	H15.12. 8	2.7	2.7
〃	多屋公園	H16.11.25	1.0	1.0
街区公園	みたけ公園	S48. 4. 7	0.71	0.71
〃	本郷公園	H 5.12. 1	0.25	0.25
〃	榎戸公園	〃	0.21	0.21
〃	板橋公園	〃	0.16	0.16
〃	新浜東公園	〃	0.19	0.19
〃	新浜中央公園	〃	0.39	0.39
〃	新浜西公園	〃	0.15	0.15
〃	原松公園	〃	0.14	0.14
〃	井戸田公園	〃	0.20	0.20
〃	西御堂公園	H 5.12. 1	0.10	0.10
〃	大鳥公園	H16.11.25	0.20	0.20
〃	大和公園	〃	0.10	0.10
〃	森西公園	〃	0.17	0.17
〃	錦　公園	〃	0.18	0.18
〃	かじまのおおきい公園	H28. 3.31	0.46	0.46
〃	かじまのちいさい公園	〃	0.18	0.18
〃	やまもも公園	〃	0.25	0.25
〃	きざくら公園	〃	0.18	0.18
〃	ねむのき公園	〃	0.84	0.84
〃	どんぐり公園	〃	0.66	0.66
〃	しだれ公園	〃	0.41	0.41
〃	千代ヶ丘公園	〃	0.11	0.11

街 区 公 園	見晴らし公園	〃	0.35	0.35
〃	かもとり坂公園	〃	0.17	0.17
〃	ふかま公園	〃	0.60	0.60
〃	朝陽ヶ丘公園	〃	0.26	0.26
〃	とことこ公園	－	0.16	0.16
都 市 緑 地	りんくう緑地	－	2.05	2.05
〃	セントレア緑地	－	2.24	2.24

オ．都市計画墓園　　（令和８.４.1現在）

墓園名称	決定年月日	面積	施行状況	備　考
第２号高坂墓園	S48. 6. 1	5.6ha	一部供用 2.9ha	

（4）緑化推進事業

緑豊かで快適な環境を築くため、公共施設の緑化木植栽工事や国内産の間伐材の活用などを通じて森林環境の整備を図っている。

松のみどりをむしばむ、松くい虫の被害を防除するため、昭和 54 年度からは、伐倒駆除を実施しており、予防措置として昭和 59 年度から薬剤の樹幹注入により、松林の保全を図っている。

ア．緑化推進事業

年度	場所	内容	
R 3	市役所始め 7 施設	木製消毒液スタンド	8 基
R 4	新浜東公園	木製ベンチ	1 基
	西浦南小学校	小学校緑化活動費	
R 5	新浜中央公園	木製ベンチ	3 基
R 6	農業まつり	緑化木配布	1 式
	西浦南小学校	小学校緑化活動費	
R 7	常滑公園	常滑市被爆樹木二世植樹式	1 式

イ．松くい虫伐倒駆除事業

年度	事業内容	
R 3	被害木の伐倒	27 本
R 4	〃	30 本
R 5	〃	21 本
R 6	〃	24 本
R 7	〃	20 本

ウ．松くい虫防除薬剤注入事業

年度	注　入　対　象　木
R 3	189　（932 アンプル）
R 4	207　（1114 アンプル）
R 5	201　（1153 アンプル）
R 6	174　（802 アンプル）
R 7	390　（1179 アンプル）

（5）土地開発公社

設　立　昭和 48 年 4 月 2 日

役　員　理事 12 人以上 15 人以内、監事3人

目　的　土地開発公社は、公共用地・公用地などの取得・管理・処分などを行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

解　散　平成 30 年 10 月 26 日

実　績

年度	事　業　名	取　得		処　分	
		面積	金額	面積	金額
		㎡	千円	㎡	千円
H26	公有用地取得	0	0	1,351	154,459
H27	公有用地取得	0	0	18,328	975,945
H28	公有用地取得	0	0	13,343	834,386
H29	公有用地取得	0	0	13,298	718,803
H30	公有用地取得	0	0	0	0

（6）土地区画整理事業　（令和8.4.1現在）

ア．施行済（組合など施行）

番号	事業の名称	施行面積	関係者数	総事業費	設立認可日 解散認可日	事業年度	減歩率（%）
		ha	人	千円			
1	常滑池田口 土地区画整理事業	9.3	9	9,570	S42. 7.12 43.10. 9	S42～43	公共 28.71 合算 28.71
2	常滑藤塚 土地区画整理事業	7.7	91	396,000	S48.10.12 53.10.18	S48～53	公共 16.61 合算 29.73
3	常滑西之口 土地区画整理事業	1.9	24	162,000	S54. 5.30 56. 5.15	S54～56	公共 21.90 合算 33.56
4	常滑新浜町 土地区画整理事業	22.3	200	1,803,000	S56. 2.27 60.10.25	S55～60	公共 21.71 合算 33.67
5	常滑原松 土地区画整理事業	4.6	62	765,000	S57.11.26 H 3. 3.27	S57～H2	公共 18.57 合算 35.62
6	常滑井戸田 土地区画整理事業	9.6	136	1,087,000	S57. 1.18 H 4. 1.17	S56～H3	公共 24.99 合算 36.42
7	常滑榎戸 土地区画整理事業	20.6	202	2,478,000	S60. 4. 3 H 5. 6.18	S60～H5	公共 22.18 合算 34.53
8	常滑西之口東部 土地区画整理事業	0.8	11	216,900	H11. 8.13 14. 9. 6	H11～14	公共 14.30 合算 48.48
9	常滑梶間 土地区画整理事業	20.9	165	3,616,000	H10. 4.27 19. 3.23	H10～18	公共 31.62 合算 47.45
10	常滑千代ヶ丘 土地区画整理事業	3.6	44	915,000	H 5.12.27 23. 5.24	H5～23	公共 21.99 合算 42.88
11	常滑金山 土地区画整理事業	23.4	248	6,720,951	H13. 2.27 24. 7.31	H12～24	公共 32.89 合算 71.61
12	常滑大谷 土地区画整理事業	8.6	81	1,185,500	H10. 3.27 31. 3.26	H9～30	公共 20.61 合算 34.05
13	常滑多屋 土地区画整理事業	48.0	496	14,150,000	H13.11.2 R2.10.9	H13～R2	公共 23.95 合算 45.42
	合　　計	181.3					

建設・開発

イ．施行済（市施行など）

番号	事業の名称	施行面積	関係者数	総事業費	設立認可日 事業完了日	事業年度	減歩率（%）
1	常滑駅前土地区画整理事業	ha 4.2	人 19	千円 803,505	S57. 8. 5 H 1. 6.23	S57～H1	公共 2.16 合算 2.16
2	常滑西特定土地区画整理事業 ※都市再生機構施行	49.0	423	12,008,825	H15. 7.11 H24. 2.10	H15～23	公共 24.00 合算 50.00
3	常滑東特定土地区画整理事業	22.3	239	4,262,885	H15. 7.11 H29. 3.31	H15～28	公共 25.84 合算 50.04

ウ．施行中（市施行）

番号	事業の名称	地区	施行面積	関係者数	備考
1	常滑駅周辺土地区画整理事業	鯉江本町６丁目地内始め	ha 5.4	人 69	H15.7.25 認可施行中
合　　計			5.4	69	

エ．組合・個人の土地区画整理事業負担および補助基準

補助対策経費	補助金の額
調査設計費	事業の施行認可又は土地区画整理組合設立認可までに要する費用
区画道路の用地費	幅員８メートルを超える部分にかかる費用相当額
区画道路の築造費	幅員８メートルを超える部分にかかる費用相当額

（7）開発行為に関する指導

ア．宅地開発に関する指導

・3,000 ㎡以上の宅地開発行為
・20 戸以上の戸建住宅
・10 戸以上の集合住宅

令和 7 年度協議書受付件数　　3 件

イ．中高層建築物に関する指導

・高さ 10 mを超える建築物

令和 7 年度届出受付件数　　1件

ウ．土地利用対策委員会

市域内において行われる開発行為などについて、市の長期的土地利用計画に基づいて、適正に行われること、既存公共施設などとの調整を図り、市の健全な発展を期するため開催されている。

令和 7 年度審議件数　　1 件

（8）公市営住宅

ア．公営住宅（384戸）　（令和8.4.1現在）

建設年度	団地名	規模 構造	規模 1戸当たり床面積(㎡)	戸数(戸)	1カ月使用料（円）	備考
S27	東平井	木造（平）1戸建	26.73	5	1,100～ 1,600	新規入居不可
28	〃	〃 〃	26.73	1	1,300～ 1,900	〃
〃	〃	〃 〃	26.73	2	1,300～ 1,900	〃
〃	榎　戸	〃 2戸建	26.73	2	1,200～ 6,900	〃
36	大　曽	〃 〃	29.75	10	2,900～ 4,400	〃
39	〃	〃 〃	31.40	6	3,800～ 5,600	〃
〃	〃	〃 1戸建	31.40	4	3,800～ 5,600	〃
40	三ッ池	簡易耐火（平）4戸建	36.08	12	4,400～ 6,500	〃
〃	〃	〃 〃	32.05	8	3,900～ 5,800	〃
41	〃	〃 〃	36.08	4	4,600～ 6,900	〃
42	〃	〃 〃	36.08	4	4,900～ 7,300	〃
〃	〃	〃 〃	32.05	8	4,300～ 6,400	〃
43	坂　井	〃 〃	36.08	4	4,900～ 7,300	〃
〃	〃	〃 〃	32.05	12	4,300～ 6,500	〃
44	〃	〃 〃	36.08	8	5,100～ 7,600	〃
〃	〃	〃 〃	32.05	12	4,500～ 6,800	〃
45	〃	中層耐火 4階建	51.06	24	8,400～12,500	物置付
46	榎　戸	〃 〃	48.33	16	10,200～15,200	〃
47	〃	〃 〃	50.69	24	11,000～16,400	〃
48	坂　井	〃 〃	50.87	16	8,900～13,200	〃
49	〃	〃 〃	54.36	40	11,300～16,900	〃
50	榎　戸	〃 〃	58.29	16	13,800～20,600	〃
56	多　屋	〃 〃	68.88	24	18,400～27,400	〃
57	〃	〃 〃	73.21	24	19,400～28,900	〃
58	〃	〃 〃	73.21	24	19,700～29,300	〃
61	樽　水	〃 3階建	73.50	24	19,700～29,300	〃
62	〃	〃 〃	73.50	18	20,000～29,700	〃
63	〃	〃 4階建	73.50	32	20,400～30,300	〃

使用料は毎年度変動する

イ．市営住宅（1戸）　（令和 8.4.1現在）

住宅名	規模		戸数(戸)	備考
	構造	1戸当たり面積(㎡)		
大野	木造（平） 1戸建	49.69	1	新規入居不可

3．各種工事地元負担率一覧

（1）市民生活部所管　（令和 4.4.1現在）

事業名	市補助金
防犯灯新設工事	防犯灯設置1灯につき工事費の2分の1 ただし、1万円を限度とする

※既存のものをLEDへ取り替えも対象

（2）市民生活部管轄　（令和 4.4.1現在）

事業名	市補助金
公会堂等	基準面積…一世帯当たり面積 0.39 ㎡（0.12 坪） ×区の世帯数＋ 33 ㎡（10 坪） 基準単価… 1 ㎡当たり 18 万円 ・新築の場合 （基準面積×基準単価）× 1/2 ＝補助額【上限額 5,000 万円、下限額 1,000 万円】 ・大規模改修・耐震化（事業費が 1,000 万円以上） 事業費×1/2＝補助額【上限額5,000万円、下限額1,000万円】 ・増築・改築（事業費が 100 万円以上） （基準面積×基準単価）×1/3＝補助額【上限額200万円】 ・修繕・耐震診断（事業費が 20 万円以上） 事業費× 1/3 ＝補助額【上限額 100 万円】

（３）建設部所管　　（令和 8.4.1現在）

事　業　名	補助率（%）		地元負担率（%）	
	国	県	市費	寄付金
１．漁港整備事業				
(1) 国庫補助	50	23.3	24.2	2.5
(2) 県費補助		50	45	5
(3) 市費単独			87.5	12.5
２．常滑港改修事業				
(1) 港湾施設	40	50	10	－
(2) 漁港施設	40	50	7.5	2.5

市長が特に必要と認めた場合は減免することができる